

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第14号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独個）答申第10号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係る「相手方事情聴取記録」
の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人を相手方としたハラスメント事案に係る「相手方事情聴取記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、その一部を不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分を不訂正としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年3月27日付け総法文1223号による一部訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

訂正請求1について訂正を行わない理由の記載で「事実」と「評価・判断」の区別がなされているが、この区別は恣意的で客観性がなく判断に錯誤がある。到底正当な理由説明とは認められない。

実際、“原訂正請求書”には訂正請求1につき【注記1】として東北大学が公式事実として審査会に説明した内容が引用されている。この事実は極めて重く東北大学総長の責任のもと政府機関に対してなされた行政運用上の事実確認であり過誤の余地はない。同時に行った他の訂正請求事項について訂正したのと同じないしそれ以上の状況要件・理由及び法理が成立するので、訂正請求1についても訂正すべきである。

訂正請求2について訂正を行わない理由の記載で「事実」と「評価・判断」の区別がなされているが、この区別は恣意的で客観性がなく判断に錯誤がある。到底正当な理由説明とは認められない。

実際“原訂正請求書”には訂正請求2につき【注記2】として東北大

学が公式事実として審査会に説明した内容が引用されている。この事実は極めて重く東北大学総長の責任のもと政府機関に対してなされた行政運用上の事実確認であり過誤の余地はない。同時に行った他の訂正請求事項について訂正したのと同じないしそれ以上の状況要件・理由及び法理が成立するので、訂正請求2についても訂正すべきである。

訂正請求5について訂正を行わない理由として、東北大学は「調査が終了した時点で廃棄する取り扱いのため」原音声記録が存在しない旨主張している。このような説明は事実ではなく、むしろ情報公開室を介して開示請求する旨の合意があった。廃棄は文書保存規約違反であり、記録操作、情報捏造など不正が危惧される。実際に調査後において、学内および学外で様々な手続が予定されていたのだから（懲戒審査、司法民事、行政ADR手続を含む）、音声記録は規定通り10年間保存すべきである。反訳文書の多くの箇所が抜け落ちており関係者への確認も欠き信頼性が低く正当な証拠と為りえないことは明白である。これまでの様々な情報開示結果を総合すると、この反訳文書欠陥についても冤罪や不当手続の一環と危惧される。訂正請求3について訂正したのと同じないしそれ以上の状況要件・理由及び法理が成立するので、訂正請求5についても訂正すべきである。

(2) 意見書

審査に当たっては、諮問庁理由説明書（下記第3）の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

さて、同書の「1 異議申立ての経緯」にあるように本件では一部分で異議申立人の主張を認め「請求の一部を訂正」がなされた。そもそも「事情聴取記録」等の反訳文書の訂正が問題とされた場合、「オリジナルの音声記録」との照合により問題が容易に解決される。言うまでもなく、記録として「オリジナルの音声記録」は文字記録の内容を凌駕する様々な情報（その場の雰囲気、話す速度、声量、間、など）を有しており重要資料である。現代の情報技術によれば「オリジナルの音声記録」を複製・保管するのは極めて容易で手間も経費もほとんど掛からない。廃棄する理由等全くない。もし情報管理上「廃棄が相当」なら反訳文書とペアで廃棄されるべきである。本件状況では虚偽か不正の隠蔽のための廃棄と思慮される；いや実際には存在し単に隠蔽されているのが事実であろう。以下に補足すると、「2 諮問理由説明」の「(2) 諮問の理由」の訂正請求5に係る部分には「音声記録は調査が終了した時点で破棄する取扱い」との説明がある。これは虚偽であり、そのような取扱いは事実と異なるしありえない。そもそも、事情聴取記録当日私が音声記録のコピーを貰いたい旨申し出たところ、担当者から情報開示請求

で申請するようにとの説明があった。「請求の手間を省くため、私の携帯した録音機で録音させて欲しい」と申し出たところ後日音声コピーを提供するのだからその必要はないとして拒否された事実がある。諮問庁においては冤罪を意図し維持するための方便に過ぎず、音声記録は現在でも保存されている。

「(2) 諮問の理由」の訂正請求1及び訂正請求2の部分で「…対象部分は事実に基づいて書きおこした「事実」であって…」との記述がある。このような主張は論理的に矛盾であり成立しえない。事実を歪曲しねつ造する意図が根本にある。事実本件では部分的にしろ訂正をせざるを得ない事態が発生している。もし「事実に基づいて書きおこした「事実」」ならこのような事態はあり得ない。関係する手続きに重大な瑕疵があることを示している。

手段も情報面でも極めて弱い立場にある申立人の主張が一部でも認められた点からして、諮問庁の不備、不合理は明白である。また本件では調査の時点で既に別途“合意書”が成立し全面解決されていた点が本件“冤罪企図”の本質的要因である。

詳細は本件請求の対象文書の全体（“音声記録”及びその反訳文書）を参照して欲しい。

また注意すべきはa「ハラスメント全学調査委員会」は調査を行い、独立した組織であるb「ハラスメント全学防止対策委員会」に結果を報告し懲戒手続等の検討に入る規約になっている。しかるに本開示請求関連事案の場合はaのメンバーは全員がbのメンバーから委任されており、しかも同一事案で既に合意解決がなされているのにも関わらず、その合意を無視してしかもねつ造事案により特定者を懲戒処分している。このような背景のため諮問庁担当者は意図的に文書を隠蔽し、ねつ造し、関係者を予断と不公平で扱い冤罪を維持しようと執着していると危惧される。種々の点で諮問庁は大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。

以上より諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては全て私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年2月5日に、異議申立人から、訂正請求1ないし訂正請求5

の保有個人情報訂正請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受け付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年3月9日付けで保有個人情報訂正決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年4月7日に延長した。

上記訂正請求については、法30条1項の規定により請求の一部（訂正請求3）を訂正することとし、訂正請求1、訂正請求2、訂正請求4及び訂正請求5については、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当せず、法30条2項の規定により訂正しないことの決定を平成27年3月27日付けで行った。

その後、平成27年4月24日付けの異議申立書が提出され、同月27日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求については、本件異議申立人を相手方とするハラスメント申立て事案について行われた「相手方事情聴取記録」の中の特定記述部分の保有個人情報訂正を求めているものである。

訂正請求1及び訂正請求2の請求に対しては、法27条1項に該当する自己を本人とする保有個人情報の訂正請求は、その内容が事実でないと思慮するときに行うことができると規定され、また、その事情聴取記録の対象部分は事実に基づいて書きおこした「事実」であって、その処理が終わった後は、あるがままの姿で保存しておくことが望まれるものである。本件訂正請求対象に係り、訂正請求1で請求者が求める措置については、「調査手続に重大な瑕疵がある（被申立人への人権侵害）」、訂正請求2で請求者が求める措置については「調査手続（委員委嘱）に重大な瑕疵があり調査自体が無効」と評価・判断された事実はなく、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

訂正請求5の請求については、音声記録は調査が終了した時点で破棄する取扱いであるため、本件に係る音声記録は現存しておらず、請求者が指定する空欄部分の当時の発言内容について調査委員会委員に確認したが、明確な記憶はなく、請求人からも具体的発言内容やそれを裏付ける根拠が示されておらず、補充することができない。法27条1項に該当する自己を本人とする保有個人情報の訂正請求は、その内容が事実でないと思慮するときに行うことができると規定され、また、その事情聴取記録の対象部分は事実に基づいて書きおこした「事実」であって、そ

の処理が終わった後は、あるがままの姿で保存しておくことが望まれるものである。訂正請求5で請求者が求める措置については、「調査記録の扱い及び保存に重大な瑕疵がある」と評価・判断された事実はなく、訂正すべきと判断される具体的な主張や根拠を示されていないので、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

以上の理由から、いずれの請求についても、訂正を行わないとした本学の決定は妥当なものと考え、平成27年3月27日付けの保有個人情報の一部訂正する旨の決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年4月24日 審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した、異議申立人本人に対する事情聴取記録に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙に掲げる訂正請求1ないし訂正請求5の訂正を求めるものであり、処分庁は、訂正請求3については訂正をし、訂正請求1，訂正請求2，訂正請求4及び訂正請求5については訂正をしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、不訂正とされた部分のうち訂正請求1，訂正請求2及び訂正請求5については訂正すべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持するとしていることから、以下、異議申立人が訂正すべきとする部分の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判

断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 訂正請求1及び訂正請求2について

ア 本件対象保有個人情報は、ハラスメント全学調査委員会による事情聴取時の音声記録に基づき作成された事情聴取記録であり、訂正請求1及び訂正請求2は、別紙に掲げる表の「1 訂正請求の箇所」欄に当該事情聴取記録中の具体的箇所を示し、当該部分の訂正を求める体裁をとっている。

異議申立人が訂正を求める情報は、訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、異議申立人は、当該部分について、「2 訂正を請求する理由」欄において、ハラスメント全学調査委員会は矛盾した説明を行っている、あるいは不当な手続で調査が進められた等と主張するのみで、実際には記録されているような発言がなかった、あるいは、実際には記録されている発言とは異なる発言であった等の、訂正を求める部分の表記が事実と反するとの主張を全くしていない。

また、異議申立人は、「3 求める措置」欄において、事情聴取記録の表紙部分に、東北大学懲戒委員会名又は東北大学総長名で「本件調査手続に重大な瑕疵がある（被申立人への権利侵害）」及び「本件調査手続（委員委嘱）に重大な瑕疵があり調査自体が無効」と記載することを求めているが、東北大学懲戒委員会又は東北大学総長がそのような認定をしたのにその記載が漏れているという主張もその立証も全くしていない。

イ したがって、訂正請求1及び訂正請求2は、訂正請求の体裁をとってはいるものの、本件対象保有個人情報の内容が事実でないというのではなく、その実質はハラスメント全学調査委員会によるハラスメント事案の調査手続に関して瑕疵があった等とする、自己の認識又は見解に沿った全く新たな事実認定を行い、それを反映した保有個人情報の作成を求めるものであって、このような訂正請求は、およそ訂正請

求に理由があると認められる余地はなく、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(3) 訂正請求5について

訂正請求5は、別紙に掲げる表の「1 訂正請求の箇所」欄に示された、事情聴取記録中の空白部分について、原音声記録に基づき発言内容を忠実に追加記載することを求めるものである。

異議申立人が追加記載を求める空白部分は、発言内容の記録の一部であり、いずれも訂正請求の対象となる「事実」に該当するが、異議申立人は当該空白部分の補充の必要性等を訴えるのみで、追加すべき具体的な表記やそれを裏付ける根拠を示しておらず、また、音声記録は現存せず異議申立人以外の関係者からの確認による補充もできなかったとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、当該請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（訂正請求）

	1 訂正請求の箇所	2 訂正を請求する理由	3 求める措置
訂正請求1	【p 1 上から 2 3 行目から p 2 の末尾まで】の申立期日開示に係る発言と問答の部分	審査会の特定答申 A の東北大学公式説明によれば被申立人（被聴取人）に「申立て期日」は知り得るものとして取り扱われたとある。よってこの「事情聴取記録」記載は矛盾している。答申の文書は審査会による公的な調査の結果であり、東北大学の説明は極めて重くその真実性は法令で担保されている。言うまでもなく「本件調査の時点での被申立人（被聴取人）への「申立期日」開示」は学内規約，関係法令に照らして自然かつ必須の手續である。「事情聴取記録」から明らかのように調査委員会はこの「申立て期日」開示を再三拒否しており，東北大学総長名での内閣府への説明に矛盾している。むしろ「事情聴取記録」の当該部分はハラスメント調査の核心部分の1つであり，冤罪や重複心理（加重罰 e t c）を防ぐために重要な手續である。	「本件調査手続きに重大な瑕疵がある（被申立人への権利侵害）」と東北大学懲戒委員会名ないし，東北大学総長名で表紙部分に追記せよ。
訂正請求2	【p 2 下から 1 1 行目】 「これ， A 先生， これについてはご存知ですよ。先生に報告したと思うんですけど」とある部分。 【p 1 6 の 1 3 行目】 「（A）先生ね， 特定学部で自殺した人	審査会の特定答申 B の東北大学公式説明によれば調査委員は本人に面識のない委員を選任し， 実際面識のないことを確認しているとある。 しかるに， 本件調査委員 3 名のうち 1 名は， 以前に被聴取人が複数回「特定事案等」で相談し種々報告した特定役職員で私とは熟知の関係である。それは， 上の私の発言部分記録 4 箇所から明白である。発言内容は特定教職員の経歴とも一致する。この点の疑義， すなわち特定役職員	「本件調査手続き（委員委嘱）に重大な瑕疵があり調査自体が無効」と東北大学懲戒委員会名ないし， 東北大学総長名で表紙部分に追記せよ。

	<p>がいるじゃないですか。そのときに（A）先生ね、テレビの前で謝ってますよ」の部分。</p> <p>【p 16の31行目】 「（A）先生、本当に真剣に考えてくださいよ」の部分。</p> <p>【p 17の27行目】 「だから直接（A）先生のほうに申し出て、基礎ゼミの枠に入れてもらった」の部分。</p>	<p>と熟知関係である旨を当日調査手続き冒頭で委員全員に訴えたがそのまま調査が強行された（何故か音声反訳から削除されている）。</p> <p>本件は重要な手続違反であり調査委員の人選も規定違反で不自然かつ矛盾しており“裁量権”を意のままにしている。私への冤罪を引き起こし被疑者虐待を企図したといわざるを得ない。</p>	
訂正請求3	<p>【p 17の11行目】（「私は特定大学A卒業で、特定大学B受からなかった」）</p>	<p>「特定大学B受からなかった」との記述は事実無根で、私がそのような発言をするはずもない。 （以下、本答申では省略）</p>	<p>追加又は削除（該当部分を指定し、「本件調査記録の扱い及び保存に重大な瑕疵があり、作為の企図が疑われる」と東北大学懲戒委員会名ないし東北大学総長名で表紙部分に追記せよ。追記が不可能なら、該当部分を削除せよ。）</p>
訂正請求	<p>【p 3下から11行目】（「じゃあ、私のほうで判断させて</p>	<p>恣意的に「後日」の語句を削除したと思われる。当日「事情聴取記録」中で、一貫して「特定組織全体</p>	<p>訂正（「じゃあ、私のほうで後日判断させて</p>

求 4	いただきます」)	と合意による全面解決済み」を主張したが、強引かつ形式的調査が強行され大きな精神的苦痛を受け、「調査に応じなければ、協力拒絶として一方的に罪過を認定する」との威嚇と強要を感じた。「後日判断させていただきます」と必死に反論したのを覚えている。	いただきます」と訂正)
訂 正 請 求 5	【p 7 ほぼ中央】空欄部分，【p 1 4 上から1 4 行目】空欄部分，【p 2 4 上から6 行目】空欄部分，【p 2 4 下から1 0 行目】空欄部分，【p 2 5 上から1 6 行目】空欄部分。	この「事情聴取記録」は私にとり調査に関わり唯一の反論弁明機会であり、同記録は私側の事実認定に係る最重要文書である。然るに、「事情聴取記録」本文には多くの空欄や誤記が認められまた重要部分の多くで削除ないし書換えが生じている。なぜこのような杜撰な手続きをするのか。事情聴取は真実の解明のため行われるのであるから、少なくとも a) 不明の部分は私の立会いのもと原音声録音で確認する， b) 再度調査や再聴取をする， c) 私を伴った現場検証をする， d) 私側証人からの聴取をするなど為すべき手続はいくつもあるはずである。また、特定文書の内容や成立過程の審議が真相解明と事案評価に必須で、これらの十分な吟味が不可欠である。 これら一切が行われず、当方の主張一切が無視されており極めて不自然かつ作為的手続の連続であり、冤罪を企図した不正手続であるといわざるを得ない。少なくとも「冤罪や誤判断回避」のための配慮が全く欠如しており、不正裁量権行使を強く示唆する。また「事情聴取記録」が懲戒委員会に移送され懲戒の最終審議に用いられたのだから、審議自体の	上記空欄部分を全て適正に補充せよ（追加）。つまり、原音声記録に基づき発言内容を忠実に追加記載せよ。原音声記録が無いなら「本件調査記録の扱いおよび保存に重大な瑕疵がある」と東北大学懲戒委員会名ないし、東北大学総長名で表紙部分に追記（追加）せよ。

		信頼性を大きく損なっている。審議は無効といわざるを得ない。里見進総長を頂く東北大学にあってはならない事態である。	
--	--	--	--

(注) 本表は原処分に係る保有個人情報訂正請求書を表形式に整理したものである。

なお、「訂正請求の箇所」, 「訂正を請求する理由」及び「求める措置」の各項目名は原文のままであるが, 内容の記載については異議申立人に係る保有個人情報の保護等の観点から, 適宜修正を加えている。